

地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））の
主な改定箇所説明資料

項目 番号	項目名	ページ	改定内容
—	—	—	マニュアルの名称を「本編」から「詳細版（旧・本編）」に変更した。また、バージョン数（今回の改定で Ver.2.0 とした）を追記した。
—	—	—	リンク切れの URL は、同内容のものが掲載されている場合は URL のみ更新、同内容のものが削除されているものについては URL のみ削除した。また、法律等の記載で改正されているものは改正後の情報に修正した。
—	—	—	「地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）」及び「第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）」を受けて、マニュアル内の関連部分を追記・修正した。
本マニ ュアル の使い 方	—	—	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルの構成について簡易版、ひな形、詳細版（旧・本編）の位置付けを修正した。
1-2-4.	事務事業編と関連性の深い他の制度など	14	(1)自らのエネルギー消費量・温室効果ガスの排出量の把握や削減のための取組と関連性が深い制度 図 1-4 「温室効果ガス総排出量」と算定・報告・公表制度の対象範囲の概念図を更新した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	53	(1)基本的な考え方 図 4-1 事務事業編の対象範囲及び関連制度の対象範囲との関係の図を更新した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	54	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理 図 4-2 事務事業編の対象範囲と温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の判定フローの図を更新した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理 ②事務事業編の対象となる施設・設備の整理において、「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる施設の判断基準となる「エネルギー管理権限を有する範囲」の説明を追記した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理 ②事務事業編の対象となる施設・設備の整理の「地方独立行政法人法」の扱いを追記した。
4-1-5.	事務事業編の関連計画等	65	図 4-3 の上位計画や関連計画の位置づけの例の図を更新した。
4-2-1.	基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握の進め方	70	(1)「温室効果ガス総排出量」とは 1) ガス別の温室効果ガス排出量 に、事業者別排出係数の内容の変更に伴い<事業者別の排出係数>の項目を新設した。
4-2-1.	基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握の進め方	74	(2)「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲に、3) 排出量の小さい対象活動の取扱いの項目を新設し、微少な排出量の取扱い方針を示した。
4-2-4.	基礎データの更新・拡充及び「温室効果ガス総排出量」の算定	87	(3)カーボン・クレジット等の温室効果ガス排出量への反映の項目を新設し、カーボン・クレジットの取扱い方針を示した。
4-3-1.	総論	99	(1)事務事業編で設定する目標について 図 4-13 を更新した。
4-3-2.	「温室効果ガス総排出量」の削減目標の設定の進め方	107	< (i) 期待される目標水準の検討 > 政府実行計画の目標を踏まえた目標設定について追記した。
4-3-2.	「温室効果ガス総排出量」の削減目標の設定の進め方	121	(2)削減ポテンシャルの積上げに基づく目標水準の検討 1)基本的な考え方 ③施設の新設・改廃等による増減及び個別の事業分野での計画に基づく増減「施設等の新設・改廃等…」の後に当該施設が稼働していた年度においては排出量の算定対象となる旨を追記した。

項目 番号	項目名	ページ	改定内容
4-6.	事務事業編の策定・改定及び公表	266,267	(3)事務事業編の実施状況の公表 点検・評価結果（措置の実施状況）の公表イメージ（一例）にカーボン・クレジット関連部分の公表イメージを追記した。